

緩和ケア病棟入退棟基準

<入棟基準>

1. 悪性腫瘍もしくは後天性免疫不全症候群による、身体的・精神的な苦痛を持ち、緩和ケアが必要と診断されていること
2. 患者さんご家族が以下の内容を理解された上で、入院を希望されていること
 - 1) 病状の進行による身体的・精神的苦痛に対して、症状緩和を目的とした医療が行われること
 - 2) 緩和ケア病棟入院中は、抗癌剤を用いた治療を行わないこと
3. 患者さん本人が病名・病状を理解していること
4. 以下の状況の患者さんは原則お受けできません
 - 1) 緩和の対象となる症状が特になく、介護が入院の主な目的になる場合
 - 2) 徘徊、大声をあげる、暴力行為を行うなど、他の患者さんの入院生活に影響を与えると判断される場合
 - 3) 人工呼吸器を使用中の方、または使用を希望される場合
 - 4) 透析を受けている場合

<退棟基準>

以下の場合退院となります

1. 患者さんまたはご家族が退院を希望されるとき
2. 抗癌剤治療や放射線治療など、悪性腫瘍の治療を希望されるとき
3. 悪性腫瘍以外の治療を優先する必要があるとき
4. 苦痛症状が緩和され、病状が安定したとき

*入院費について

緩和ケア病棟も一般病棟と同様に保険診療の対象ですが、医療費の計算方法が異なります。一般病棟では治療にかかった分の費用が請求されるのに対して、緩和ケア病棟では治療の内容に関わらず一定額の負担となります。詳細につきましては、お問い合わせや面談の際にお尋ねください。